

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉の里センター条例施行規則（平成4年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額		区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額	
		社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合			社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備（屋外用）	[略]	円 <u>277</u>	円 <u>672</u>	放送設備（屋外用）	[略]	円 <u>280</u>	円 <u>680</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。